

令和5年7月14日

公明党大阪府本部
代表 石川 博崇 殿

公明党大阪府本部への政策要望について

向暑の候 貴下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、国政並びに大阪府政・大阪市政全般にわたりご尽力を賜り誠にありがとうございます。
とうございます。

さて、二輪車業界は密にならない手軽なパーソナルコンピューターとして通勤や趣味等にも有用であることでコロナ禍におきましては出荷が増加いたしました。が、その反動もあり 2022 年の二輪車の新車出荷台数は前年比 2.6%減少の 36 万 9 千台と再び減少いたしました。

また、大阪府下の保有台数におきましても、主力の原付一種の減少が続いております。【別紙資料①】

そのような状況下におきましてユーザーが安全に利用しやすい環境を整えるための現状報告と要望をお願いすることとなりました。

私共の業界並びにユーザーの現状を理解して頂き要望を反映して頂くようお願い申し上げます。

大阪オートバイ事業協同組合
理事長 池 淵 香 次

1. 違法な特定原動機付自転車の取り締まりの強化等の要望

【現 状】

- 7月より施行の道路交通法により、一定の条件を満たすものは「特定小型原動機付自転車」として運転免許証が不要でヘルメット着用も努力義務となっているが、重大事故が発生し被害が増えることが予想される
- 特にナンバープレートを取り付けておらず自賠責保険にも加入していない小型モビリティが多く当該小型モビリティが加害者になった際の事故については被害者救済が難しい。
- 販売がホームセンターや家電量販店等の自賠責保険やナンバープレート届け出についての知識がないところになる懸念がある。
- 電動キックボードに関しては全てナンバープレートの取り付けが必要となるので取り締まりの目視判断が容易になる。

【要望】

- 大阪府警察本部と自治体との連携により違法なものに対する取り締まりの強化を願いたい。
- 行政(警察、自治体、国交省、経産省等)や関係者が特定小型原動機付自転車の販売や使用等の諸情報を共有する連絡協議会等を設置して情報交換を願いたい。
- ナンバープレートを装着していない(自賠責保険等に未加入)「特定小型原動機付自転車」を含む小型モビリティに対する被害者救済措置の検討を願いたい。

2. 高校生等に対する交通教育についての要望

【現 状】

- ・ 令和4年の一般社団法人 日本交通教育普及協会の高校生の交通事故状況によると大阪府における生徒 1 万人あたりの死傷者数は原動機付自転車は4.4人(前年4.6人)、自動二輪車は5.0人(前年4.8人)で全国ワースト4位と3位になっている。【別紙資料②】
- ・ 大阪府においては、高校生の交通教育は各校長の裁量に委ねられているため大阪府教育庁では高校生の運転免許証所有者数の把握すらできていない。
- ・ 7月より特定小型原動機付自転車は16歳以上であれば運転免許証が不要で乗車することができる。

【要望】

- ・ 埼玉県における「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会」のような関係者が一同に会した高校生の交通教育に関する検討委員会の開催をお願いしたい。
- ・ 特定小型原動機付自転車を含めた高校生に対する交通教育が必要となってくるので、大阪府としてその枠組みの検討をお願いしたい。

3. 商品中古二輪車における軽自動車税免税についての要望

【現 状】

- 商品として在庫している中古二輪車に対して毎年 5 月に軽自動車税の徴収が行なわれている。
- 公明党の方々のご尽力により、政令指定都市の大阪市、堺市と箕面市、河内長野市、太子町を含めて 5 市町が対応していただいている。

【要望】

- 高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市の中核市についても商品中古二輪車の免税の検討を願いたい。
- 今年の税制改正において軽自動車税の改正も議論となる可能性があるが、その際には軽自動車と二輪車(特に 125cc 未満)の車両価格や使用用途の違いを考慮して頂き対応をお願いしたい。

4. 二輪駐車違反取り締まりと二輪駐車場問題についての要望

【現 状】

- 2022 年も二輪車駐車違反件数は全国的に減少している。大阪府も同様に前年比 11%減となる 1 万 3, 135 件であるが引き続き東京都、神奈川県に次ぐワースト 3 位であり全国の 15.2%を占めている。
(2021 年は約 1 万 4, 759 件で 16.5%であった。)【別紙資料③、④】
- 各方面に努力をして頂いているが、依然として二輪車ユーザーの不満は高い。
- 公明党オートバイ議員懇話会のご尽力により、令和 4 年 3 月 24 日に警察庁交通局交通規制課長より「地域の実情に応じた自動二輪車等に係る駐車環境の整備に向けた継続的な取組の推進について」の通達を各道府県警察本部長並びに警視庁交通部長宛てに出して頂いた。

【要 望】

- 現在、第一種原動機付自転車を受け入れている各自治体の自転車駐車場に対して第二種原動機付自転車の受入れをお願いしたい。その際にはワイヤー施錠型のスペースを二輪車専用と掲示して頂きたい。
- 大阪府下の行政機関や二輪車団体、駐車場関係者等を招集し意見交換会や情報交換会の開催をお願いしたい。
- 警察庁からの上記令和 4 年 3 月通達の中で年度末に各都道府県警察本部から警察庁へ取組結果の報告を行う旨の記載があるのでその取組結果の集計を二輪車業界に開示をお願いしたい。【別紙資料⑤】

5. 大阪府下の自治体における原付届け出時の要件統一の要望

【現 状】

- 自治体における原動機付自転車の届出に際しては軽自動車税申告（報告）兼標識交付申請書以外に委任状や車体番号の石刷り等が必要な自治体と不要な自治体があるので販売店やユーザーは届け出に際して困惑している。
- 離れた自治体への届出の場合、郵送で受理してくれる自治体とそうでない自治体とがある。

【要 望】

- 大阪府下の自治体においては、軽自動車税申告（報告）兼標識交付申請書と販売（譲渡）証明書のみでの届出に統一してもらいたい。
- 大阪府下の自治体に対して必要書類を郵送提出しての届出受理を認めてもらいたい。